

### (3) 沖縄らしい緑の美ら島づくり

○沖縄固有の歴史的・文化的な緑を守り育てることにより、沖縄らしい緑豊かな景観づくりに取り組みます。

#### 1) 沖縄固有の緑により、歴史・文化を継承します

##### ①御嶽林の保護・保全

###### 〈展開の方向〉

御嶽は、古くから神聖な場所としてほとんどの村落に存在します。このため御嶽は積極的に森林が保護されており、良好な自然植生が保存されています。

このような御嶽の植生は、原植生や潜在自然植生を類推する上できわめて重要であり、今後は積極的に文化財等として保全を図ります。

###### 〈施策・事業〉

##### ○史跡名勝天然記念物としての御嶽林の保護

沖縄島の田港御願、西表島古見のサキシマスオウノキ群落、星立天然保護区が国指定天然記念物に指定され、その他多数の御嶽の森林が県の天然記念物に指定されています。

今後も、調査に基づく希少な御嶽林を積極的に文化財等に指定し、保護を図ります。

##### ○都市緑地法による緑地保全地域または特別緑地保全地区等による保全

市街地内に存在する希少な御嶽林は、緑地保全地域または特別緑地保全地区等に指定し保全を図ります。

##### ■施策推進の目標

- ・希少な植生等を有する御嶽林は史跡名勝天然記念物の指定により保護します。
- ・市街地において、自然的、歴史的または文化的に希少な御嶽林は、緑地保全地区等により、保全します。

##### ■関連事業

- ・史跡名勝天然記念物としての御嶽林の保護
- ・都市緑地法「緑地保全地域」「特別緑地保全地区」



■県指定史跡の美崎御嶽（石垣市）



■県指定天然記念物の塩川御嶽の植物群落並びにフクギ並木（多良間村）

## ②天然記念物の保護

### 〈展開の方向〉

文化財は国や沖縄県によって指定されています。沖縄県では沖縄県文化財保護条例によって、重要文化財、史跡名勝天然記念物等が重点的な保護の対象として指定・選定されています。

沖縄県において指定されている天然記念物（陸域植物、保護区域、所在地指定がある動物の生息地）は、亜熱帯で島嶼という特異な環境に培われたもので、学術上、景観上きわめて重要であり、今後もその保存・活用に取り組みます。

### 〈施策・事業〉

#### ○記念物等の文化財の保存・活用

県民が郷土文化にふれ、文化財への理解を深めるとともに、豊かな文化生活の形成に資するため、記念物等の文化財の保存・活用を図ります。

#### ○御嶽林や海岸林などの天然記念物の指定

植生や群落の調査に基づき、沖縄県を代表する重要な御嶽林や海岸林などは天然記念物に指定し、その保護を図ります。

#### ○希少な動物の生息地の保護

イリオモテヤマネコ、オキナワトゲネズミ、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナゴコガネ等の希少な動物の生息地を保護します。また森林生態系の保護を図るため、天然保護区の指定や拡大に取り組みます。

#### ■施策推進の目標

- ・自然および文化的に希少な記念物の保存・活用を図ります。
- ・沖縄県を代表する重要な植生は天然記念物に指定します。
- ・森林生態系の保護を図るため、天然保護区域の指定・拡大を図ります。

#### ■関連事業

- ・記念物等の文化財の保護
- ・御嶽林や海岸林の天然記念物の指定
- ・天然保護区域の指定



■国指定仲間川天然保護区域のサキシマスオウノキ  
(竹富町)



■県指定天然記念物の田名のクハ山（伊平屋村）

### ③巨樹・巨木の認定と普及啓発

#### 〈展開の方向〉

沖縄県では、県内各地に生育する巨樹・巨木等を、市町村における「おきなわの名木」として認定しています。これらの巨樹・巨木等は、学術的価値や沖縄の歴史・風俗などの文化的価値が高く、「おきなわの名木」の認定をとおして、普及啓発に取り組みます。

#### 〈施策・事業〉

##### ○「おきなわの名木百選」の認定

県内に生育する巨樹・巨木等を「おきなわの名木」として引き続き認定し、名木の保護管理、生育環境の保全及び普及啓発を行うとともに、ふるさとの貴重な樹木への関心と理解を深めていきます。



■県指定天然記念物でもある  
“おきなわの名木” 念頭平松（伊平屋村）

##### ■施策推進の目標

- ・「おきなわの名木」を継続して認定します。

##### ■関連事業

- ・全島みどりと花いっぱい運動事業

## 2) 身近な緑により、快適なくらしの場を創出します

### ①公園・緑地の整備

#### 〈展開の方向〉

沖縄県全体の緑地計画である「沖縄県広域緑地計画」では、県民、行政、関連組織・機関等の協力・連携のもと、沖縄の自然や歴史や文化を培ってきたシンボルとしての緑地の回復・再生を進め、沖縄の緑の特性を生かす緑地の回廊を形成し、安らぎと潤いのある都市環境を維持・形成していくこととしています。今後もこの基本理念に基づき広域的な緑地計画に取り組みます。

#### 〈施策・事業〉

##### ○沖縄の緑地が持つ特性を生かした整備

沖縄の緑地が持つ特性を生かすことができる施策を展開し、具体化を図ります。

##### ■施策推進の目標

- ・世界遺産、広域防災公園、広域交流公園、地域レクリエーション拠点、シンボルエリア、郊外景勝エリアなどの保全と整備を進めます。
- ・樹林地帯、干潟の保全、海岸緑地の確保、斜面緑地の保全、景観緑地帯の形成を進めます。
- ・世界遺産の保全と周辺環境の保全・活用、景観景勝エリア・眺望エリアの確保を進めます。

##### ○緑地の整備、緑地の保全と緑化推進

緑地の整備は「施設緑地の整備」、緑地の保全は「地域性緑地の指定」、緑化の緑は「緑化推進」とし、この3つの施策を柱にして具体的に進めます。

■施策推進の目標

- ・「施設緑地の整備」として、都市公園、公共施設緑地（港湾、漁港、海岸、河川・ダム、空港道路、保養研修施設、村民の森、観光農園、自然公園等）、民間施設緑地（観光レクリエーション施設、リゾート施設、ゴルフ場、植物園、観光農園、観光公園等）の整備を進めます。
- ・「地域性緑地の指定」として、都市計画制度に基づく風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区、市民緑地、緑地協定および他の法令による地域性緑地（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護地区、天然記念物、保安林、農用地区域、開発許可制度等）の指定を進めます。
- ・「緑化推進」として、まちなみ緑化、農村地域の緑化に取り組みます。



■沖縄県営バナナ公園（石垣市）



■沖縄県営平和祈念公園（糸満市）

②学校の緑化

〈展開の方向〉

学校緑化事業は、小・中・高および特別支援学校における勤労体験学習の一環として実施しています。今後も、生徒と教職員の共同作業により学校緑化活動に取り組みます。

〈施策・事業〉

○体験学習や環境教育の一環としての学校緑化

学校緑化を、勤労に関する体験学習や環境教育の一環として取り組みます。

○潤いのある明るい学習環境づくり

豊かな人間形成を図ることを目的とし、潤いのある明るい学習環境づくりに取り組みます。

■施策推進の目標

- ・体験学習や環境教育の一環として学校緑化を進めます。
- ・潤いのある明るい学習環境づくりに取り組みます。

■関連事業

- ・学校緑化事業



■観光地景観を意識した緑化（竹富中学校）（竹富町）

### ③公共施設の緑化

#### 〈展開の方向〉

公営住宅は敷地内の緑化を図っています。今後も公営住宅が、他の共同住宅のモデルとなるように緑化に取り組みます。

また、県民サービスの場であり交流の場、地域の文化的シンボルである官公庁施設は、都市における希少な緑地空間です。既存樹木の保育管理を行うとともに、地域の模範となる緑化に取り組みます。

#### 〈施策・事業〉

##### ○公営住宅等の緑化

住民の緑化意識を高め、潤いのある住環境の形成をめざし、団地内の児童遊園、広場、通路、駐車場等の緑化を進めます。また、敷地内はもとより、敷地周辺の土地利用および住環境にも配慮し、緑の保全・再生・創出に取り組みます。

##### ○官公庁施設の緑化

地域のシンボル施設として、緑化の先導的な役割を果たします。このため、周辺広場や駐車場の積極的な緑化を図り、周辺環境との調和を図ります。

#### ■施策推進の目標

- ・公営住宅および周辺の環境改善に配慮した緑の保全・再生・創出を行います。
- ・周辺環境との調和に配慮した緑化を行います。

#### ■関連事業

- ・公営住宅棟整備事業
- ・官公庁施設の緑化



■環境に配慮した官公庁施設の整備・緑化（名護市庁舎および周辺）（名護市）

#### ④住宅・民間施設の緑化と開発行為に伴う緑化

##### 〈展開の方向〉

住宅地の緑は、郊外においては比較的良好な状況です。一方、市街地では緑の確保が困難な状況にあります。美しく潤いのあるまちなみ景観の形成に向け、住宅地緑化を推進していきます。

大規模敷地を有する工場や市街地の商業施設等は、緩衝緑地の設置や周辺の地域との調和に配慮した緑化を推進し、都市の環境改善をはじめ、中心市街地の活性化を促進します。

##### 〈施策・事業〉

###### ○住宅地の緑化

緑地の確保を図ります。また、緑化知識の普及啓発に努めます。

###### ■施策推進の目標

- ・ 宅地の造成にあたっては、緑地協定等を進め、緑地の確保に努めます。
- ・ 家庭の緑化を推進します。樹種の選定に際しては、緑化相談の活用により、緑の正しい知識についての普及啓発を行います。
- ・ 屋上緑化・壁面緑化を推進します。

###### ■関連事業

- ・ 緑地協定・開発許可など
- ・ 緑化指導



■住宅団地の緑化（南風原町）

###### ○事業用地（工業・商業）の緑化

工場や市街地の商業施設等は、地域の環境形成や景観形成に向け、今後とも周辺の道路、公園、宅地等との調和を図りつつ、地域に魅力と潤いをもたらす緑の形成を図ります。

###### ■施策推進の目標

- ・ 大規模敷地の工場や商業施設の造成に際しては公共緑地の一層の確保に努めます。
- ・ 表彰制度の活用により、企業の緑化意識の高揚を図ります。
- ・ 屋上緑化・壁面緑化を推進します。

###### ■関連事業

- ・ 緑化基準の検討
- ・ 表彰制度



■商業施設周辺の緑化（南風原町）



■具志川火力発電所の環境保全林（うるまし）

### 3) 既存の緑を活かしつつ、ふるさとの景観を創ります

#### ①都市内樹林地の保全（風致地区）

##### 〈展開の方向〉

風致地区は、風致の維持に支障のない範囲で一定の開発行為や建築行為を許容しつつ、樹林地等の緑地の保全を図る制度です。沖縄県では、風致地区の地域づくりの指針として「風致保全方針」を定め、風致地区における行為の規制と許可基準を定めるとともに、「沖縄県風致地区保全許可事務の手続き（案）」（平成17年3月 沖縄県）をとりまとめ、緑化、植栽等の基準を定めています。

##### 〈施策・事業〉

##### ○風致地区の指定

市街化調整区域の良好な樹林地や斜面地の樹林地などを風致地区に指定し、潤いある都市景観を形成します。

##### ○風致地区の緑化

植栽等の基準（「沖縄県風致地区保全許可事務の手続き（案）」（平成17年3月 沖縄県））に基づき適正な風致地区の地域づくりを進めます。

##### ■施策推進の目標

- ・良好な市街化調整区域の樹林地や斜面地の樹林地などを風致地区に指定します。
- ・風致の維持、回復により、良好な住宅地整備を行う地域を指定していきます。

##### ■関連事業

- ・風致地区の指定



■南城東御廻り風致地区の玉城城跡（南城市）

#### ②緑の景観・まちなみづくり

##### 〈展開の方向〉

沖縄県においては、魅力ある景観・まちなみづくりは最優先の課題です。沖縄県では、固有性が高く貴重な自然や歴史文化があらわす風景を保全・創造し、将来の世代にわたり、「住んでよし、訪れてよし」の“美ら島沖縄”の実現への取り組みを推進しています。

景観・まちなみづくりは、住民に最も身近で、その地の歴史・風土や現状を最もよく知る市町村が主体となることが重要です。

このため、市町村が総合的視点から望ましい景観やまちなみの姿を描き、事業を主体的にリードし、景観計画を策定することが必要です。

さらに、景観・まちなみづくりは、住民・企業・団体をはじめ市町村、沖縄県が一体となって地域の将来像・構想を描き、自分たちの住むまちの美観形成に取り組むことが必要であり、“自ら考え自ら行う地域づくり”としての景観・まちなみづくりに取り組むこととします。

## 第1編〈基本計画〉

### 〈施策・事業〉

#### ○市町村の景観行政団体への取り組み・景観計画の策定の推進

景観行政団体の増加ならびに景観計画の策定を推進します。また景観の維持・運営の計画を含めた総合的・計画的な推進を図ります。

#### ○“自ら考え自ら行う地域づくり”としての景観・まちなみづくり

住民・企業・団体をはじめ市町村、沖縄県が一体となって、自分たちの住むまちの美観形成に取り組めます。

#### ■施策推進の目標

- ・景観行政団体の増加・景観計画の策定を支援し、推進します。
- ・“自ら考え自ら行う地域づくり”（景観・まちなみづくり）ワークショップを推進します。  
このワークショップをとおして、行動計画の官民一体となった推進組織を構築します。

#### ■関連事業

- ・“美ら島沖縄”風景づくり計画（沖縄県景観形成基本計画）



■首里金城町石畳道のまちなみ景観（日本の道100選）  
（那覇市）



■竹富島の緑の多いまちなみ景観（竹富町）

### ③森林と人との共生（生活環境保全林の整備）

#### 〈展開の方向〉

生活環境保全林は、地域住民の生活周辺において治山機能と保健休養機能を発揮する森林を造成、改良し、県民に防災空間と身近な憩いの場を提供するために整備しています。

近年、都市化の進展や開発等により、森林の減少が進む一方、森林における体験・レクリエーション等の自然とのふれあいの場としての森林の持つ役割が大きくなっていることから、地域住民の保健休養、森林レクリエーションの場としての生活環境保全林の整備に取り組めます。

#### 〈施策・事業〉

#### ○保健休養林の整備

生活環境保全林整備事業の実施により、地域の良好な森林緑地を守るとともに、地域住民に身近な保健休養林を整備します。

■ 施策推進の目標

- ・生活環境保全林整備事業は、自然的、地形的な条件を考慮しつつ整備します。

■ 関連事業

- ・生活環境保全林整備事業



■ 遊歩道が整備された生活環境保全林（恩納村）

④ 森林公園

〈展開の方向〉

県民が森林とのふれあいや体験学習をとおして森林や林業の役割について理解を深める場として、また同時に森林浴による健康とやすらぎを得る場として、沖縄県県民の森などの整備を進めています。

また先の大戦で失われた緑をとりもどし、緑に親しみ、緑に憩い、緑に学び、平和への思いを新たにす場として、第44回全国植樹祭会場跡地およびその周辺地域に沖縄県平和創造の森公園を設置しました。

近年、森林における体験・レクリエーション等の自然とのふれあいの場としての森林の持つ役割が大きくなっていることから、森林公園の整備に取り組みます。

〈施策・事業〉

○ 森林公園の整備

森林の維持管理と、森林公園の整備を実施し、森林における体験・レクリエーション等の自然とのふれあいの場を創出します。

■ 施策推進の目標

- ・森林公園の整備を推進し、森林の保全や新たな利活用を図ります。

■ 関連事業

- ・沖縄県県民の森
- ・沖縄県平和創造の森公園



■ 沖縄県県民の森（恩納村）



■ 沖縄県平和創造の森公園（糸満市）

## (4) “うまんちゅ”による緑の美ら島づくり

○沖縄らしい緑豊かな景観づくりに向けて、県民や企業等が参加できる仕組みや、緑化のための様々な情報を提供する仕組みを創ります。また、将来においても継続的に緑を育み、守っていくことができる体制づくりに取り組みます。

### 1) 緑とのふれあいにより、子どもや大人の心を育みます

#### ①緑化思想の普及啓発

##### 〈展開の方向〉

緑化の推進は、県民一人ひとりの取り組みとともに、企業等との協働による取り組みが重要です。これまで沖縄県は「みどりの週間」「みどりの日」などの緑化推進期間を設け、苗木の配布、緑化ポスターの募集等の緑化思想の普及啓発を行い、緑化活動への参加機会を促進してきました。今後もこれらの活動をとおして、さらに多くの県民が緑化活動に参加できるようにしていきます。

##### 〈施策・事業〉

#### ○緑化相談窓口による緑化技術の提供

普及啓発事業として、「緑化相談」「緑化教室」「緑の講演」等を推進しています。今後はこれらの活動窓口の明確化や周知を図り、より一層の活用を図っていきます。

#### ○沖縄県全島緑化県民運動ポスター原画コンクールの実施

沖縄県全島緑化県民運動をとおして緑に対する県民の関心を高め、緑化思想の高揚を図ることを目的として、今後も継続して県民運動の普及用ポスターの原画募集を行います。

#### ○緑化思想の啓発普及のための幅広いPRの実施

沖縄県では、市街地、森林、農地、海岸、道路、空港、港湾、漁港など幅広い緑化が求められています。より多くの方が森林緑地の保全および緑化に関心をもち、活動に参加することの大切さを伝える緑化思想の普及啓発を図ります。

#### ■施策推進の目標

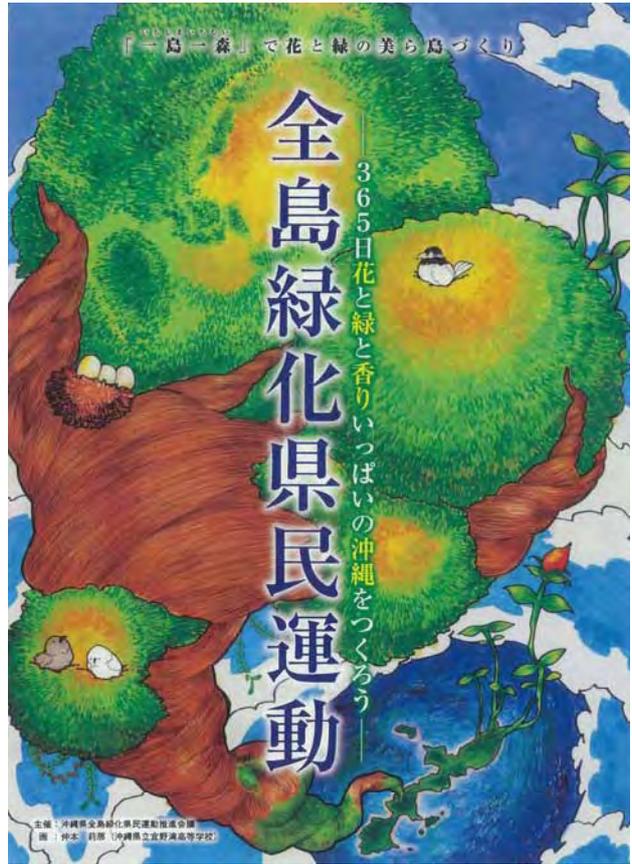
- ・緑化相談窓口の周知を図ります。
- ・沖縄県全島緑化県民運動ポスター原画コンクールを継続して実施します。
- ・多様な場所での緑化事例の紹介、緑化手法のマニュアル提供を進めます。

#### ■関連事業

- ・緑化推進事業
- ・全島みどりと花いっぱい運動事業



■平成 22 年度全島緑化県民運動花と緑の美ら島づくり（沖縄のみどりを考えるシンポジウム）（那覇市）



■平成 23 年度沖縄県全島緑化県民運動ポスター（ポスター原画コンクール選定の原画を活用）



■平成 22 年度花と緑の美ら島づくり（花と緑を学ぶ・体験するワークショップ）での野外観察会（石垣市）

## 第1編 〈基本計画〉

### ②緑化教育の推進

#### 〈展開の方向〉

子どもたちの緑に親しむ心を養っていくため、緑とのふれあい、草花の育成、観察等の体験を通じて豊かな情操を育む必要があります。

このため緑の教育を、家庭、学校、地域社会において生涯学習の一環として継続します。

#### 〈施策・事業〉

##### ○家庭緑化の推進

庭木の手入れ、花壇づくり、鉢植えによる花づくりなどの家庭緑化を推進します。

##### ○学校での緑の教育の推進

学校緑化等をとおしての体験学習や環境教育等を進めるとともに、各種コンクールなどにより、児童・生徒の緑化意識の高揚を図ります。

##### ○地域での緑の活動の支援

緑にふれあい、緑に親しみ、緑を守り育てる少年少女を育成します。

また、自然とのふれあいを促進するイベント開催や、緑化知識を得るための講習会・研修会を積極的に推進します。

##### ○緑の少年団の育成・支援

各学校や地域での緑化活動・ボランティア活動に取り組んでいる「緑の少年団」を育成・支援します。



■平成23年度緑化コンクール  
「学校環境緑化」の部 城北小学校（那覇市）



■緑の少年団の活動状況（恩納村）

#### ■施策推進の目標

- ・園芸教室や講習会・研修会をとおして、家庭緑化を推進します。
- ・学校での花壇づくり、学校林、教材園等により、学校緑化を推進します。
- ・児童・生徒を対象とした緑化コンクールの実施により、緑化意識の高揚を図ります。
- ・緑を守り育てる緑の少年団の活動を支援します。
- ・自然観察会、探鳥会などの自然とのふれあいを促進するイベントや、親子で参加できるイベントの開催を促進します。
- ・自然観察会・探鳥会等のイベントを開催します。
- ・各種緑化に関する団体の協力を得て、園芸教室等の講習会や緑化知識を得るための研修会を積極的に推進します。

#### ■関連事業

- ・緑化推進事業
- ・全島みどりと花いっぱい運動事業

2) 緑を育てる県民の取り組みを支援します

①全島緑化県民運動の展開

〈展開の方向〉

沖縄県は、「100年先を見据えた緑の美ら島の創生」を図るため、平成20年度に設立した「全島緑化県民運動推進会議」を推進母体として『「一島一森」<sup>いちしまいちむい</sup>で花と緑の美ら島づくり」をスローガンに「全島緑化県民運動」を推進しています。

「全島緑化県民運動」は、今後とも地域住民や地元企業等の協力をいただきながら、各地域で1以上の森・緑地づくりに取り組んでいきます。

〈施策・事業〉

○地域住民や地元企業等と一体となった緑化活動「一島一森づくり活動」の推進

県民が一丸となって「全島緑化県民運動」に取り組み、亜熱帯の特性を生かした魅力のある花と緑であふれる沖縄らしい景観や環境共生型社会を形成します。

■施策推進の目標

- ・「花と緑のトロピカルロードづくり」により、観光リゾート地等への主要アクセス道路沿いの空間や森林等において亜熱帯花木等の植栽を行います。
- ・「花と緑のあふれるまちづくり」により公共施設・住宅等の屋上緑化、壁面緑化を行います。また植樹帯への花壇・プランター等により、花と緑のシンボルロードとして街路の景観づくりを進めます。
- ・住宅街や住宅団地におけるコミュニティガーデンづくりや生け垣植栽を推進します。

Special Edition 3

全島緑化県民運動

みんなで作る「一島一森」で花と緑の美ら島づくり

「一島一森づくり」の取組状況

平成20年2月までに、各地域において、地域住民や企業・団体、行政等が協働による「一島一森づくり」活動が行われました。

- 1 花や果物の森づくり(那覇市)
- 2 環境保全と花いっぱい村づくり活動(南城市)
- 3 ふるさと青葉会での苗木配布活動(南風原町)
- 4 ふるさと花壇づくり(石垣市)
- 5 竹葉町緑化祭
- 6 津波慰ふるさと森創造活動(うるぶ市)
- 7 2009年に芽ばえつむぎがけ活動
- 8 古事の森づくり(国頭村)
- 9 泡盛林の回復と苗木配布活動(宮古市)
- 10 花玉みなの森づくり(那覇市)
- 11 大宜味村にんげん緑化活動
- 12 第1回農業士のつづり植樹祭(読谷村)
- 13 ナンガスが緑化祭(読谷市)
- 14 木を植える会緑化活動(北中城村)
- 15 緑友の森緑化活動(那志木市)
- 16 東江村の森緑化活動(名護市)
- 17 南西村(株)第1回緑化祭(西原町)

また、緑の豊饒性を普及させ、緑化活動を盛り上げるため、小中高校生を対象に全島緑化県民運動がスタート。県民センターの森やみどりのシンポジウムを開催しました。

全島緑化県民運動

お問い合わせ 県森林緑地課 ☎098-866-2295 ☎098-868-0700

美ら島沖縄総体 2010

美ら島沖縄総体 2010

■全島緑化県民運動の紹介（沖縄県広報誌「美ら島沖縄」2009年5月号特集3）

## 第1編〈基本計画〉

### ○普及啓発事業

各種のイベント、植樹活動等の実施において、「全島緑化県民運動」の冠をつけて推進します。

#### ■施策推進の目標

普及啓発・広報活動として、以下の取り組みを推進します。

- ・緑の募金の実施
- ・県植樹祭の開催
- ・全島緑化県民運動の開催
- ・シンポジウム・フォーラムの開催
- ・普及啓発用ポスターの作成、各種広報媒体の活用
- ・花のカーニバル、都市緑化月間等の既存イベントとの連携
- ・その他緑化の推進に必要な普及啓発業務の実施



■全島緑化県民運動の活動状況（与那原町）

### ②沖縄都市緑化祭の開催

#### 〈展開の方向〉

沖縄県では、緑の創造を推進するために毎年10月を都市緑化月間と位置づけ、住民参加による緑豊かな美しい街づくりを展開しており、今後も引き続き取り組みます。

#### 〈施策・事業〉

### ○県内各地における緑化活動の顕彰

沖縄都市緑化祭を開催し、県内各地における緑化運動を顕彰していきます。

■施策推進の目標

・様々な緑化活動に対し、顕彰していきます。

：「都市緑化功労者」「都市緑化コンクール」「亜熱帯緑化事例発表会」「琉球みどりの文化賞」（平成22年度浦添市）など



■平成22年度沖縄都市緑化月間 沖縄都市緑化祭（浦添市）

③緑化技術の確立

〈展開の方向〉

県民が緑づくりを学ぶことができる緑の専門家や野外活動の専門家の育成が必要です。また地域の緑化を推進するために、地域住民への緑化相談や技術指導を行う人材が必要であり、今後とも、関係団体と連携し、緑化に関わる人材育成を進めていきます。

また亜熱帯の特性に応じた緑化技術を確立するために、総合緑化としての基礎的研究を推進します。

〈施策・事業〉

○森林インストラクター、森林ボランティア指導者の育成

森林を訪れる方々のための知識の提供、案内、イベント運営等を適切に行うため、技術者、森林インストラクター、森林ボランティア指導者等の育成を支援します。

○総合緑化としての基礎的研究

緑化に関する試験研究機関の充実を図り、総合緑化としての基礎的研究を推進します。

また研究会・講習会等を実施し、指導者の技術の向上や緑化生産技能の向上に取り組めます。

○樹木医の普及

樹木医の普及を支援します。



■緑化に関する試験・研究の状況  
（沖縄県森林資源研究センター）（名護市）

■施策推進の目標

- ・ 関連団体等との連携により研究会・講習会等を実施し、森林インストラクター、森林ボランティア指導者の育成、樹木医の普及を支援します。
- ・ 緑化に関する試験研究機関を充実します。

■関連事業

- ・ 亜熱帯島嶼域における森林の環境保全と資源利用に関する研究推進事業
- ・ 林業技術研修教育機関の活動

④緑化種苗生産体制の育成

〈展開の方向〉

緑化推進にあたって、在来種の種苗生産などの緑化樹木の生産体制が必要となります。このため、十分な種苗の確保、生産された種苗を使用するまでの品質管理、需要と供給のバランスの確保が重要です。

〈施策・事業〉

○生産情報の収集・提供

公共事業による樹種活用などについての長期計画の作成・情報の提示を図り、需給バランスがとれた、種苗の効率的な生産について検討します。

○生産業者の役割分担

市町村等の公共苗畑施設と民間施設の連携により、効率的な育苗管理について検討します。

○ノウハウの情報交換

育苗に関するノウハウの情報交換等により生産技術の向上に取り組み、優良種苗を確保します。

○地域住民への育苗指導

地域住民の参加による緑化活動の推進のため、在来種の種苗づくりについての技術提供、指導体制の確立に取り組みます。



■県営苗畑における樹苗生産（宮古島市）

■施策推進の目標

- ・ 公共事業による樹種活用などについての長期計画の作成・情報の提示、および緑化種苗生産業者との連携を図り、需要と供給の適切な体制づくりを検討します。
- ・ 効率的な育苗管理に向け、公共苗畑施設と民間施設連携について検討します。
- ・ 官民の技術者交流により、育苗に関するノウハウの情報交換を図ります。
- ・ 在来種の種苗づくりについての技術提供、指導体制の確立に取り組みます。

■関連事業

- ・ 優良種苗確保事業

## ⑤推進体制の確立・推進の仕組みづくり

## 〈展開の方向〉

緑化施策は、関係課の多さから多岐にわたります。また行政のみならず民間の役割も大きく、企業や県民一人ひとりの自主的な活動が不可欠です。

このため、行政、関係団体、企業、県民の協働による活動を推進するため、総合的・体系的な緑化推進の仕組みづくりに取り組みます。

また、県民が活動をする上で必要な体制や情報を提供し、活動を支援します。

## 〈施策・事業〉

## ○緑化マトリックスによる行動計画の推進

緑化施策は広範にわたることから、関係課が実施する各施策・事業について事業者間および施策間の調整をするとともに、住民参加による多様な緑化運動の推進を支援します。

## ○全島緑化の総合的管理の仕組みづくり

本計画は、行政による取り組みだけでなく、企業・住民が一体となって推進していくことから、活動に際しての事業者間や活動者間における連携が重要となります。

このため、緑化情報の一元化や情報発信、緑化技術のサポート等を行うための管理組織のあり方について検討します。

## ○行動計画の普及啓発と住民活動への支援

行動計画の普及のため、ワークショップ等の開催による周知・普及啓発、緑化活動コンクール等による知事顕彰等を推進します。本計画の推進にあたっては、できるかぎり多くの県民に関わってもらおうことで、県民自らによる「“うまんちゅ”による緑の美ら島づくり」と認識し、緑化活動に対し、主体的に取り組めるように工夫します。

## ■施策推進の目標

- ・活動する方や団体等の増加に向けての普及啓発、地域リーダー（指導者）および技術アドバイザーの育成、緑化相談窓口の設置等の技術サポートのツールづくりを進めます。
- ・ワークショップ、緑化コンクール等による行動計画の普及啓発を図ります。



■ワークショップによる緑の美ら島づくり行動計画の普及啓発（左：石垣市 右：うるま市）